

2024年1月5日

能登半島地震災害に対する当金庫の対応について

この度の令和6年能登半島地震により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

島根中央信用金庫（理事長 福間 均）では、令和6年能登半島地震により被災された皆さまを支援するため、下記の取り扱いをいたしますので、お知らせいたします。

1.相談窓口の設置について

この度の地震により、直接的、間接的に影響を受けた事業者の皆さま、個人の皆さまに対するご相談窓口を各営業店窓口へ設置いたします。災害に関するお困りごとは各営業店の窓口までご相談ください。

2.災害義援金のお振込みにかかる手数料について

この度の地震にかかる各種団体等への災害義援金の振込手数料を、全て無料で対応させていただきます。

<対象となるお振込み>

窓口でのお振込みのほか、ATM、個人インターネットバンキング、法人インターネットバンキングによるお振込みを対象といたします。

なお、窓口以外によるお振込みの場合、システムの都合上、一旦規定の手数料がかかりますが、以下の通りお振込み先や手数料がわかる資料などを窓口へご持参いただくことでお振込み手数料をお返しいたします。

① 窓口でお振込みのお客さま

お振込みの際に、令和6年能登半島地震災害の災害義援金であることをお申し出ください。

② ATMでお振込みのお客さま

お振込み後、「ご利用明細」を窓口へご持参のうえ、お申し出ください。

③ 個人インターネットバンキング、法人インターネットバンキングでお振込みのお客さま

お振込み後、お振込みにかかる取引明細等（振込日、振込先、振込金額、振込手数料等）をお控えになり、窓口にお申し出ください。



本件に関するお問い合わせ先  
島根中央信用金庫 経営企画部  
TEL 0853-20-1000

※「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。当金庫は西日本の金融機関として唯一の認定を受けました。